いよいよ、動施設でとに 活用のコンセプト(考え方)を定める段階です

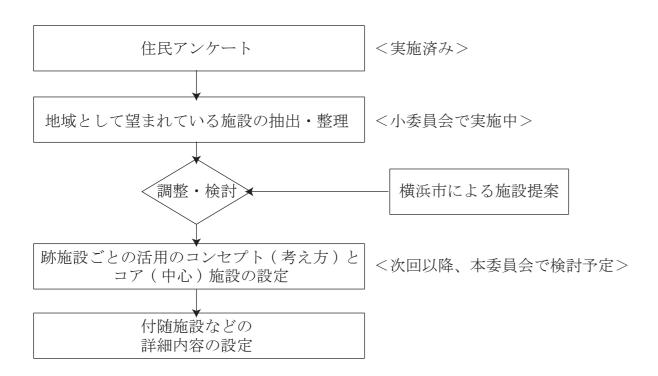
これまでは住民アンケートの結果整理を中心として、住民の要望等を間口広く受け止める姿勢を もって検討を行ってまいりました。その結果、各小委員会で地域として望まれている施設について はおおむね抽出されました。

次の検討段階としては、3カ所の跡施設に対して、要望にある施設や機能をばらばらに配置する のではなく、それぞれに活用のコンセプト(考え方)を定めて、核となる機能とそれに伴うコア(中 心)施設をイメージしながら、施設全体が今後、若葉台のまちづくりを進める上での重要な役割を 果たせるよう検討していく段階であると考えています。

その上で、各コア(中心)施設に付随する施設など、より詳細な内容を定める段階へ検討を進めて いく予定です。



今後の検討の流れ(模式)



■本検討委員会の経過は旭区役所ホームページでもご覧いただけます。

旭区役所ホームページ (http://www.city.yokohama.jp/me/asahi/) から →【まちづくり】 →【若葉台地区小中学校跡地の活用・検討】 とお進みください。

■本検討委員会へのご意見は、ファクスもしくは Eメールで、下記事務局までお寄せください。

【若葉台地区小中学校跡地活用検討委員会事務局】 旭区役所区政推進課企画調整係

ファクス:951-3401

Eメール: as-kikaku@city. yokohama. jp

電 話:954-6027



次回予定

日時: 5月26日(土)14時 場所: 若葉台中学校 Eホール 議題:各跡施設活用のコンセプト、

小委員会からの検討状況報告、

ほか

若葉台地区

小中学校跡地活用検討委員会ニュース 第6号

H19. 5. 18 発行:検討委員会

暫定利用が開始されました

検討委員会で協議を重ねていた5校閉校後の跡施設 暫定開放事業は、旧西中・西小について4月1日付で 若葉台連合自治会長と旭区長との間で管理運営委託契 約を締結し、4月9日から利用がスタートしました。

当面は9月30日までの半年間の契約となりますが、 契約延長に支障がないと双方が判断した場合は平成20 年3月末日まで、契約が自動的に延長されます。

現在、まだ、各自治会の新役員体制が十分整ってい ないため、18年度の旧学校開放運営委員会のメンバー が暫定開放事業の運営委員として管理指導にあたって いますが、体制が整い次第、暫定開放事業運営委員会 を新しく組織する予定です。

■暫定開放事業の利用方法

この委託契約の締結で、学校があったときと同様に 校庭や体育館の利用が可能となりましたが、今後は、



第6回検討委員会の概要

日時: 4月22日(日)

場所:若葉台中学校Eホール

議題:1 委員長あいさつ

- 2 第5回検討委員会議事内容に ついて
- 3 暫定利用について
- 4 各小委員会から検討状況報告
- 5 その他
- 6 第7回検討委員会について

管理運営を地域が主体となって行う仕組みですので、利用上の安全などに関して、これまで以上に 慎重に対応する必要があります。

暫定開放事業は従来の学校開放事業の延長として行っています。事前に登録した団体のみ施設の 利用が可能です。管理や防犯面から、学校であった時のように自由に施設に出入りすることはでき なくなりましたので、地域のみなさんにはその点についてご理解いただきますようお願いします。

同様に、旧西中・西小の鍵については、各運営委員会の代表が管理し、使用の都度、代表者の自 宅で貸し出し・返却を行うよう厳密に管理を行っています。

始まったばかりで、利用されるみなさんには、ご不便をおかけすることもあろうかと存じます が、地域が旧学校施設の管理運営を委託されていることをご理解いただき、暫定開放事業実施につ いてご協力をお願いいたします。

暫定利用期間中の課題

検討委員会で、暫定利用期間中の跡施設に対する課題がいくつか指摘されています。

- ・5月から6月にかけて行われる予定の敷地周囲のフェンスかさ上げ等工事中の安全確保。
- ・土曜日午前中を予定している自由開放時間における管理指導員の確保。
- ・若葉台中の第二施設である旧西中利用に関する学校との調整。
- ・放課後の子どもたちの遊び場確保。
- 旧学校敷地内の植栽や花壇の管理。

こうした課題については、検討委員会と暫定開放事業運営委員会では、引き続き検討してまいり ます。

本格利用についての各小委員会から検討状況を報告します

各小委員会では地域住民から望まれている施設・機能の整理を進めながら、各テーマの中心となる施設・機能を設定し、それを中心にすえて地域の要望を組み合わせ、検討していこうとしています。 また各小委員会でそれぞれ検討が進んでいることから、今後は、各小委員会間の連絡会を開催するなど、各委員会の検討事項について、相互に調整する時期にきています。

既に提出されている各行政提案についても、具体的な場所や規模、使い方がまだ示されていないため、今後はそれらとの整合性をもたせる必要もあり、6月にむけて、さらなる検討・調整を行っていく予定です。



福祉関係

これまでに6項目に整理した施設要望をもとに、何をコア(中心)施設として全体をうまく組み合わせられるか検討中です。

次回の検討委員会で第一段階の「まとめ」を提示する予定です。



教育•文化関係

各跡施設の各階平面図を入手し、どこにどの程度の施設を入れることが可能かなど、具体的な検 計を始めました。

その中ではある程度の方向性も見えてきていますが、それを提示するためには、他の小委員会の 考え方と調整をして、共通の前提要件などを見定める必要があると考えています。



スポーツ関係

横浜市から提案されている「総合型地域スポーツクラブ」を念頭に、地域からの要望を組み込んでいきたいと考えています。

ただし、市が考えている事業メニューの中にクラブ事務所の設置が含まれているのか、といった 条件について市の回答を待っているところです。



安全安心まちづくり

地域として望まれている施設の抽出・整理は既に終えています。

災害ボランティア拠点と防犯拠点を核とした提案を構想していますが、前回報告以降の進展はありません。



行政提案内容検討

「埋蔵文化財センター」の移転について、横浜市と検討の場を設けました。

当小委員会はこれまで、「埋蔵文化財センター」が単なる倉庫や事務所とならないよう、「生涯 学習への貢献や地域文化に対する普及活動などの充実」が将来にわたって継続的に約束されるよ うな位置づけ(たとえば、同施設の条例化による「公の施設」とするなど)を求めてきました。

それに対して、横浜市教育委員会文化財課からは、以下のような考え方を示すとともに、「公の施設」とするのではなく、横浜市ふるさと歴史財団の「処務規則」をよりどころとしていきたいとする趣旨の回答がありました。

■「埋蔵文化財センター」移転に際しての文化財課の説明

- ・現「埋蔵文化財センター」の業務の大部分は発掘調査・整理・報告作業であり、「博物館」的展開は考えていない。
- ・しかしながら、これまで不十分であった、展示、講座、体験学習等の普及系事業の拡充を図 り、可能な限り、展示コーナーや作業風景を見学できるようにするつもりである。
- ・また、施設をより愛していただくため、たとえば「友の会」を組織し、連携していきたい。
- ・現在、横浜市は横浜市ふるさと歴史財団に、「埋蔵文化財センター」の業務を包括的に委託しているが、移転を機に、普及系事業の実施を明確に盛り込みたい。
- ・埋蔵文化財に関する展示公開等の普及系事業は横浜市ふるさと歴史財団の「処務規則」の中で「埋蔵文化財センター」の事業として位置づけられている。
- ・「埋蔵文化財センター」を「公の施設」にすると、市民一律の利用が原則となるため、地域と の連携を深める対応が難しくなるとともに、施設利用が有料化される可能性もある。

この説明に対し、委員からは、「現在のような土日が閉まっている状態で、本当に地域に開かれた活用ができるのか」「展示公開等の普及系事業が将来にわたって継続できるのか」などの懸念の声があがりました。

当小委員会では、「埋蔵文化財センター」の移転について、「生涯学習への貢献などの役割を十分に果たせる施設」として、さらに具体的な提案を引き続き求めていくことといたします。